理事、監事及び評議員等に対する報酬の支給基準に関する規則

（目　的）

第１条　この基準は、社会福祉法人清和会みわの理事、監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員に支給する報酬の基準等について定めることを目的とする。

（理事等の勤務形態に応じた報酬の支給区分）

第２条　定款第５条に規定する評議員並びに定款第１６条第１項に規定する理事（法人の職員たる理事を除く。）及び監事は非常勤とする。

２　前項の理事、監事及び評議員が、法人の定める会議等（理事会、評議員会、監事監査、行政機関による指導・監査をいう。以下同じ。）に出席した場合、報酬を支給することができる。

３　前項の規定の他、理事が定款細則第１２条に規定する業務を執行するために出頭した場合も報酬を支給することができる。

（報酬の額）

第３条　報酬の額は、会議等への出席１回につき、一律6,６８０円とする。

（支給の方法及び形態）

第４条　報酬は現金支給とし、会議等への出席の都度手渡しとする。

２　前項の規定に関わらず、理事が会議等へ出頭する場合の報酬は、指定口座へ前月の出頭実績に基づき、翌月２５日に一括して振り込むことができる。

（報酬の総額）

第５条　理事及び監事に支給することができる報酬の額は、各年度の総額で示すものとし、評議員会の決議を必要とする。

（評議員選任・解任委員に対する報酬の支給）

第６条　定款第６条第２項に規定する評議員選任・解任委員（法人の職員たる委員を除く。）は非常勤とし、評議員選任・解任委員会への出席に際し、この基準に準じて報酬を支給することができる。

（費用弁償）

第７条　第２条第１項の理事、監事及び評議員並びに第６条の評議員選任・解任委員には、職務を行うため、特に要した費用についてはその都度弁償する。

附　則

この規則は、平成２９年６月１２日から施行する。なお、社会福祉法人清和会みわ役員等の報酬及び費用弁償規則（法人規則第３号（平成１６年８月１１日制定））は平成２９年６月１２日をもって廃止する。

附　則

この規則は、２０１９年６月６日に改正施行し、同年７月１日から適用する。